議案第７８号

急傾斜地崩壊対策事業等に関する分担金徴収条例の一部を改正する条例

令和８年１２月１日提出

時津町長　　山　上　広　信

急傾斜地崩壊対策事業等に関する分担金徴収条例の一部を改正する条例

急傾斜地崩壊対策事業等に関する分担金徴収条例（昭和５８年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条中「当該事業費の１００分の１」を「次の各号に掲げる額のいずれか低い方」に改め、同条中段及び後段を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 当該事業費の１００分の１

(2) ７５万円に当該急傾斜施設の下端部分の延長１メートルにつき１万円を加算した額

第２条に次の２項を加える。

２　急傾斜地崩壊対策事業等に対し必要となる私有地の用地の取得及び補償については、受益者の負担とする。

３　受益者の範囲については、関係者において決定する。

第５条中「第２条」を「第２条第２項」に、「寄付」を「寄附」に改め、同条ただし書中「並びに」を「及び」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の急傾斜地崩壊対策事業等に関する分担金徴収条例の規定は、この条例の施行日において施行中の急傾斜地崩壊対策事業等に係る分担金から適用する。

「提案理由」

急傾斜地崩壊対策事業等の円滑な推進と住民の負担軽減を図ることを目的として、受益者分担金の額について改正するため、この議案を提出する。